

山口市監査委員	瀧	川	勉
同	石	高	雅美
同	宮	崎	高行

令和3年度定期監査（宮野財産区）の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

1 監査の対象

山口市宮野財産区の令和2年度における財務に関する事務の執行

2 監査実施期間

令和3年8月2日から令和3年8月31日まで

3 監査の方法

財務に関する事務について関係書類等を照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。